

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年9月18日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 郡 香緒利

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

凍結防止剤（塩化ナトリウム500kg袋）

購入予定数量は入札説明書による。

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 入札書に記載する金額

この調達は単価契約であり、入札書に記載する金額は、1（1）の物品の納入に係る1袋当たりの単価（以下「入札価格」という。）とする。

なお、契約にあたっては、入札価格をもって契約金額とし、代金の請求に当たっては、契約金額に実購入数量を乗じて得た額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が工事用材料類の諸材料に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件調達公告に示した物品を発注者が指定する期限までに納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒689-4503 日野郡日野町根雨 140 番地 1

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

電 話 0859-72-2047

FAX 0859-72-2092

電子メール hino_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和8年9月18日（金）から同年10月2日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/hinocenter-kendo/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年9月18日（金）から同年10月2日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（3）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月16日（金）午前11時20分 即時開札

イ 場所

鳥取県西部総合事務所日野振興センター会議室棟 中会議室兼入札室

（4）郵便等による入札

不可

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札は、紙入札により行うこと。

（2）入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（3）本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参により4

（1）の場所に令和8年10月2日（金）までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（4）入札者は、（3）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に購入予定数量を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

詳細は、入札説明書による。